

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		特定疾病にかかる保険者の認定
根拠法令等及び条項		国民健康保険法施行規則第 27 条の 13
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13
	参考事項	国民健康保険法施行規則第 28 条の 2
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】 国民健康保険法施行規則抜粋 (特定疾病に係る保険者の認定) 第 27 条の 13 令第 29 条の 2 第 8 項の規定による市町村又は組合の認定（以下本条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のにかかっている令第 29 条の 2 第 8 項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、同項第 2 号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。 3 70 歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第 29 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第 42 条第 9 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。）に係る高額療養費が、令第 29 条の 3 第 9 項第 2 号の規定によらないものであるときは、第 1 項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 4 第 1 項の申請に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特定疾病療養受療証（以下この条において「特定疾病受療証」という。）を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は	

組合員であつて当該被保険者に係る資格確認書（認定に係る情報が記載されていないものに限る。）の交付を受けているものに健康保険法施行令第４１条第９項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。ただし、７０歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第２９条の２第８項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第４２条第９項第２号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。）に係る特定疾病受療証については有効期限を定めて交付しなければならない。

(1) 市町村 様式第１号の７による特定疾病療養受療証

(2) 組合 様式第１号の７の２による特定疾病療養受療証

５ 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第２９条の２第８項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第２４条の５（第１項第１号（資格確認書に認定に係る情報が記載されている場合に限る。）及び第３号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、資格確認書又は処方せんに添えて、特定疾病受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

６ 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

(1) 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定基準額が変更されたとき。

(2) 特定疾病受療証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から特定疾病受療証の返還の求めがあつたとき。

７ 第７条の２の規定（第３項ただし書を除く。）は、特定疾病受療証の検認及び更新について準用する。

８ 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

９ 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。

１０ 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証の再交付を受けた後、失つた特定疾病受療証を発見したときは、直ちに、発見した特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

１１ 認定を受けた被保険者が資格確認書（認定に係る情報が記載されていない者に限る。）の交付を受けている場合については、当該者に係る第１５条第１項（第２０条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第２条、第３条、第５条、第５条の２、第５条の４、第９条から第１０条の３まで、第２７条の５の４及び第２７条の５の５の届書を除く。）には、当該届出に係る資格確認書に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。

（申請書の記載事項）

第28条の2 第7条、第7条の4、第24条の3、第26条の3、第26条の5、第26条の6の4、第27条、第27条の5、第27条の11、第27条の13、第27条の14の2、第27条の14の4、第27条の14の5、第27条の16及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日(第7条第一項第二号に掲げる書類を提示する場合の同条又は第7条の四の申請書にあつては申請人の氏名、住所及び申請年月日、第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日)を記載しなければならない。